



第4回交野市 チャリティーマラソン 参加申込締め切り迫る!

4月19日(日)に開催するチャリティーマラソンの参加申し込みは、1月31日(土)までです。
現在、最終エントリーの受け付け中です。各クラスとも、定員になり次第受け付けを終了しますので、お早めにお申し込みください。
申し込み
▼ホームページ (http://katana-marathon.com/)
▼武道館窓口(祝日を除く)
問い合わせ 行政経営室企画担当 (TEL 892・0121)



赤星憲広さんが来庁

赤星さんからのメッセージ
たくさんの方の交野市民みなさんの参加をお待ちしています。当日、お会いしましょう。

市・府民税の申告と 27年度の税制改正

問い合わせ 税務室 (TEL 892・0121)

市・府民税の申告

27年度、市・府民税の申告(26年中の所得)に基づき、申告の受け付けを、次のとおり行います。
とき 2月4日(水)～3月16日(月) (土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ 市役所別館3階 小会議室
※郵送での申告も受け付けます。(郵送先:〒576-1

27年度市・府民税の 主な税制改正

住宅ローン控除の適用期限を4年間延長します

8501(住所記入不要) 税務室市民税係) 申告に必要なもの
▼市・府民税申告書
※申告会場にも用意しています。
▼印鑑
▼給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など
▼生命保険料や地震保険料の支払額の証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
※所得税の確定申告をした人は、市・府民税の申告をする必要はありません。
※市・府民税申告は、証明書の発行資料や国民健康保険の算定資料などにもなります。
26年中に課税される所得がなかった人でも、扶養などの申告が必要な場合は、申告してください。

《住宅ローン控除の改正》

	改正前 (現行制度を適用)	改正後
入居年月日	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日～29年12月31日まで
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額×5% (最高で97,500円まで)	所得税の課税総所得金額×7% (最高で136,500円まで)

※ただし、消費税5%で購入した住居に平成26年4月1日以降に入居した場合の適用額は、改正前のものとなります。

市・府民税の住宅ローン控除の適用期限を、平成29年12月31日まで延長します。また、



26年4月1日以降の控除額を上表のとおり、拡充します。
※所得税は平成26年分、住民税は27年度から適用となります。
▼ご注意ください

26年以降に入居し、今回初めて住宅ローン控除を受ける場合は、税務署での確定申告が必要です。初年度の申告がなければ、控除を受けることができません。
■上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率を廃止します
上場株式などの配当、および譲渡に係る軽減税率(10%の内訳、所得税7%、住民税3%)が、25年12月31日で廃止となりました。

26年1月1日以降は、本則税率(20%の内訳、所得税15%、住民税5%)が適用となりますので、ご注意ください。

日以後の取引

※新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%
※26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。詳しくは、国税庁のホームページを参照してください。

■税務署員を装った不審な電話にご注意ください
国税局や税務署の職員を名乗る人が、アンケートの協力依頼や年金の受給状況の調査と称して、個人情報をお聞き出すとする事例が発生しています。
不審な点があるときは、枚方税務署にお問い合わせください。

送などで提出できます。
国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp)

平成25～49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて、申告・納付することとされています。そのため、申告書の作成に当たっては「復興特別所得税額欄」所得税及び復興特別所得税の額「欄」の記載漏れがないよう、「」に注意ください。

■国税庁ホームページを利用した申告
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、次の申告書などの作成ができます。
▼所得税・消費税の確定申告書
▼青色申告決算書
▼収支内訳書
▼贈与税申告書
※その他、株式などや不動産を売却した場合の所得の計算にも対応していますので、株式などに係る譲渡所得などの金額の計算明細書や譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)も作成できます。
このコーナーで作成した申告書などは、プリンターで印刷して添付資料とともに、郵

所得税の申告

問い合わせ 枚方税務署 (TEL 844・9521)

※申告書は、郵便や信書便による送付、税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。
■交野市での申告会場(2月23日までです)
とき 2月4日(水)～23日(月)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付終了時間は、3時30分)
※土・日曜日、祝日は除きません。
※会場の混雑状況により、早めにお申し込みください。
ところ 市役所別館3階 中会議室
お問い合わせ

26年分の所得税の確定申告に係る申告・相談を次のとおり行います。
とき 2月16日(月)～3月16日(日) (日)は開庁します。
ところ 枚方税務署(枚方市大垣内町2-9-9)
※還付申告となる人は、2月13日以前でも申告書を提出できます。
※期限が近づくと混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

27年度、市・府民税の申告(26年中の所得)に基づき、申告の受け付けを、次のとおり行います。
とき 2月4日(水)～3月16日(月) (土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ 市役所別館3階 小会議室
※郵送での申告も受け付けます。(郵送先:〒576-1

26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書の作成に当たっては、帳簿などにおいて、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

26年4月1日から消費税が8%に引き上げられました。

26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。詳しくは、国税庁のホームページを参照してください。

26年1月1日以降は、本則税率(20%の内訳、所得税15%、住民税5%)が適用となりますので、ご注意ください。

26年以降に入居し、今回初めて住宅ローン控除を受ける場合は、税務署での確定申告が必要です。初年度の申告がなければ、控除を受けることができません。

26年4月1日以降の控除額を上表のとおり、拡充します。
※所得税は平成26年分、住民税は27年度から適用となります。



26年分の所得税の確定申告に係る申告・相談を次のとおり行います。
とき 2月16日(月)～3月16日(日) (日)は開庁します。
ところ 枚方税務署(枚方市大垣内町2-9-9)
※還付申告となる人は、2月13日以前でも申告書を提出できます。
※期限が近づくと混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

27年度、市・府民税の申告(26年中の所得)に基づき、申告の受け付けを、次のとおり行います。
とき 2月4日(水)～3月16日(月) (土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ 市役所別館3階 小会議室
※郵送での申告も受け付けます。(郵送先:〒576-1

8501(住所記入不要) 税務室市民税係) 申告に必要なもの
▼市・府民税申告書
※申告会場にも用意しています。
▼印鑑
▼給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など
▼生命保険料や地震保険料の支払額の証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
※所得税の確定申告をした人は、市・府民税の申告をする必要はありません。
※市・府民税申告は、証明書の発行資料や国民健康保険の算定資料などにもなります。
26年中に課税される所得がなかった人でも、扶養などの申告が必要な場合は、申告してください。

確定申告は徒歩・ 自転車・公共交通機関を ご利用ください

毎年、確定申告の時期は市役所駐車場や周辺道路が大変混雑します。渋滞なども予想されますので、徒歩や自転車・公共交通機関をご利用の上、お越してください。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。





新しいパッカー車を 導入しました

問い合わせ 環境事業所 (TEL 892・2471)

市が新しく購入したパッカー車2台に、デザイン画募集で採用された市内小学校4年生の作品がラッピングされました。このパッカー車は、26年12月から稼働しています。

採用者・作品テーマ

- ▽佐武杏咲さん＝「交野のしぜんを守ろう」
- ▽十川いおりさん＝「きれいな地球は交野から」
- ▽松林由乃さん＝「しぜんを守ろう」
- ▽畑山歩美さん＝「ゴミのない自然ゆたかな町かたの」

〈4号車左側〉



星田小学校
十川いおりさん

〈4号車右側〉



長宝寺小学校
佐武杏咲さん

〈13号車左側〉



岩船小学校
畑山歩美さん

〈13号車右側〉



星田小学校
松林由乃さん

消費者相談

～アダルトサイト登録料請求で
コンビニ端末を悪用？～

問い合わせ 消費生活センター（ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003）

Q

子どもが、携帯型音楽プレーヤーでアダルトサイトを見ていたら、急に高額な登録料の請求画面が出たと言ったので、父親が画面に記された番号に電話をしました。「中学生が間違ってやってしまった」と伝えましたが、半額にするから支払ってほしいと、コンビニの端末に誘導されました。

携帯電話で指示されるまま端末ボタンを押して、約10万円の電子マネー購入帳票を出し、後はレジで支払うように言われました。

A

本日に支払わないといけないのですか。

契約が成立していない場合も考えられるので、現状での支払いは見合わせましょう。

端末から取り出した帳票は、一定時間内に支払わない場合は無効となり、取り消し手続きが不要な場合が多いようです。万が一、契約が成立していても未成年ならば、取り消しの主張も可能です。

助言

詐欺的な手法を使う事業者が、コンビニ端末などを悪用して、電子マネーを購入させて支払いをさせる手口が増えていきます。

携帯電話で誘導してくるような場合は特に、指示されたことを記録し、当センターにご相談ください。

